減損額のうち損益計算書に計上していない金額	―
回収可能サービス価額	正味売却価額
算定方法の概要	売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価することとなるが、特注品のため算出することが困難であることから、備忘価額とした。

※　帳簿価額は、減損の認識を行った時点の金額

２．認められた減損の兆候の概要

該当事項はありません。

３．翌事業年度以降の特定の日以後使用しないと決定した固定資産

該当事項はありません。

Ⅶ．資産除去債務関係

⑴　資産除去債務の概要

ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく焼却炉のダイオキシン除去義務、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づく放射性同位元素等を使用している建物及び工具器具備品の放射線の除去義務、石綿障害予防規則等に基づく職員宿舎等のアスベスト除去義務であります。

⑵　資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10ヶ月～39年と見積もり，割引率は，△0.096％～2.283％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	738,270千円
対象資産の増加に伴う計上額	49,074千円
時の経過による調整額	1,800千円
資産除去債務の履行等による減少額	61,614千円
期末残高	727,529千円

Ⅷ．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅸ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については、大学改革支援・学位授与機構からの借入れに限定しております。

未収附属病院収入は、債権管理細則に沿ってリスク管理を行っております。

大学改革支援・学位授与機構債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、未収入金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額（＊１）
⑴　未収附属病院収入	4,122,296	4,122,242	△ 53
徴収不能引当金（＊２）	△ 4,201	△ 4,174	27
	4,118,095	4,118,068	△ 27
⑵　大学改革支援・学位授与機構債務負担金	(1,199,073)	(1,179,918)	(△19,155)
⑶　長期借入金	(3,580,580)	(3,463,142)	(△117,438)
⑷　長期未払金（＊３）	(102,809)	(98,311)	(△4,498)
⑸　リース債務	(2,107,440)	(1,832,841)	(△274,599)

（＊１）　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（＊２）　未収附属病院収入に個別に計上している徴収不能引当金を控除しております。

（＊３）　貸借対照表上の長期未払金から、⑸リース債務にて示している金額のうち、固定負債に計上されている金額を控除しております。

（注１）　市場価格のない株式等は次のとおりです。

（単位：千円）

区　　分	貸借対照表計上額
関係会社株式	43,450

（注２）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

⑴　未収附属病院収入

未収附属病院収入のうち貸倒懸念債権については、担保又は保証による回収見込額等を用いた割引現在価値法により時価を算定しており、レベル３の時価に分類しております。その他の未収附属病院収入は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、帳簿価額をもって時価としております。

⑵　大学改革支援・学位授与機構債務負担金、⑶　長期借入金、⑷　長期未払金及び⑸　リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。